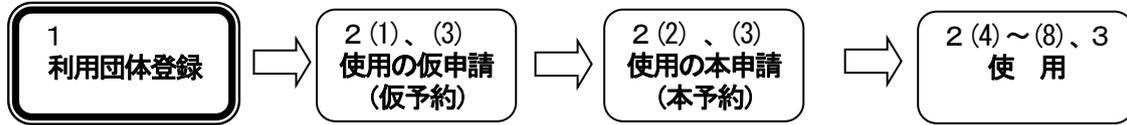


はだのこども館団体利用についてのご案内

★ 団体で使用する場合は、利用団体登録し、あらかじめ使用申請をして、承認を受ける必要があります。

利用（使用）の流れ



1 利用団体登録

こども館で会議や研修などの団体利用をするには、こども館での利用団体登録が必要です。

活動内容などの適格性を把握しますので、代表者に会の規約や活動内容などがわかるものを持って来館いただき、面談の後に「こども館利用団体登録票」及び「こども館利用団体会員名簿」などを提出していただきます。

※利用団体の基準（概要）

こども館を利用できる団体は、5人以上で構成された次の団体です。

子ども団体	会員の過半数が市内在住、在学の18歳未満の子どもで構成される団体（ただし、代表者は成年に限る。）
子ども育成団体	会員の過半数が市内在住、在勤で子どもの育成に関わる団体（例）PTA、子ども会、青少年指導員、青少年相談員等

2 使用の申請

(1) 仮申請（仮予約）

こども館での利用団体登録が済んでいる団体は、窓口、電話及びインターネットにより使用の仮申請（仮予約）をすることができます。仮申請（仮予約）のままでは使用できませんので、使用までに、こども館の窓口での本申請（本予約）が必要です。

(2) 本申請（本予約）

本申請（本予約）では、「こども館使用承認申請書」をお渡ししますので、これに氏名等を記入していただきます。確認後に「こども館使用承認書」を発行します。

受付時間：午前9時から午後5時まで

仮申請（仮予約）をされましたら、使用までに、窓口で本申請をしてください。

来館・電話による仮申請	午前9時から 午後5時 まで
インターネットによる仮申請	原則24時間（1日のみ午前5時から）

(3) 使用の仮申請及び本申請の期間

使用する日の2か月前の日が属する月の初日から当日午後5時まで、先着順です。

（インターネットによる仮申請は、利用日の7日前まで）

〈例〉 6月中に使用したい場合は、4月1日から申請ができます。

(4) 予約の制限

使用場所	定員	利用時間
研修室B・C	各30人	1日4時間まで
体験学習室	50人	
多目的ホール (10人以上で利用可能)	100人	

(5) 使用料

はだのこども館の使用料は無料です。団体適格性は、随時厳格に審査させていただきます。

(6) 使用承認書について

使用時には事前に交付を受けた「秦野市施設使用承認書」を携帯してください。

(7) 使用の取消し

キャンセルは、電話等で必ず御連絡ください。

(8) 使用方法

- 使用の当日は、受付で「はだのこども館使用報告書」を受けとってから使用してください。
- 使用後は、使ったものを使用前の状態に戻し、掃除をしてください。
- 施設や器具の破損を発見した場合は、必ずお知らせください。
- 筆記用具等は、各団体でお持ちください。
- こども館内にポスターやチラシ等を、掲示や配布するときは、職員の承認を得てください。
- 使用後は、「はだのこども館使用報告書」に記入し、受付窓口に提出してください。

3 使用上の注意

- 個人、団体の所有物をこども館内に保管することはできません。
- 緊急の場合を除き、私用電話の取り次ぎ、私的事項の伝言等はお受けできません。
- こども館は、全館・終日禁煙です。
- 飲食は1階ロビーでお願いします。研修室、体験学習室、多目的ホールは原則として飲食禁止です。どうしても必要な場合は使用申請時に許可を得てください。
- ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 秦野市は、ISO14001規格に定められた、自己適合宣言をしています。施設内では、節電・節水など省資源、省エネルギーに御協力ください。

4 その他

- 登録事項（代表者等）に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きをしてください。
- 団体から提出された登録票の内容に偽りがあったときは、事実関係を確認のうえ、こども館の使用を取り消す場合があります。
- 営利、宗教、政治活動には使用できません。
- 幼児を連れて団体活動を行う場合は、必ず保護・監督をしてください。
- 事業や活動についての相談は、随時職員にお尋ねください。

★ 注意事項を守って、他の利用者や周辺にお住まいの方に迷惑をかけることのないよう心がけましょう。

《休館日》毎月第2月曜日、年末年始（12/29～1/3）その他市長が特に定める日
《使用時間》午前9時～午後9時

地球温暖化防止のため、省エネにご協力をお願いします。

秦野市役所環境方針

1 基本理念

- (1) 環境の保全及び創造は、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的として、現在から将来にわたり、良好な環境を持続的に享受できるように行われなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然と人が共生することができ、かつ、環境への負荷が少ない循環を基調として発展することができる社会をつくるために、行われなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持できる社会を自主的かつ積極的につくるために、市民、事業者との協働のもと本市の責務に基づき行われなければならない。
- (4) 地球環境保全は、市民の健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を確保するうえで重要であることから、本市の事業活動においても推進されなければならない。
- (5) SDGs（持続可能な開発目標）の理念を認識し、持続可能なまちづくりを実現するために、本市の事業活動において継続的な環境配慮の向上とともに、効率的な環境配慮を推進しなければならない。

2 基本方針

基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全及び創造に関する施策を実施します。

- (1) 大気、水及び土壌を良好な状態に保持するとともに、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等が発生しないように必要な対策を行います。
- (2) 多様な動植物の生息・生育環境を保全し、人と自然との触れ合いの場を確保します。
- (3) 健全な水循環を創造するために、市民との協力により森林保全及び地下水かん養を推進し、安全でおいしい水を市民に安定的に供給していきます。
- (4) 廃棄物の発生抑制と適正処理を行い、資源の循環的な利用を推進するとともに、持続可能なエネルギーの有効利用を推進します。
- (5) 自然と調和した潤いとゆとりのある良好な都市景観の形成を促進するとともに、歴史的かつ文化的遺産の保全と活用を推進します。
- (6) 国、他の地方公共団体等との協力のもとに、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全を推進します。
- (7) 環境関連法令の規制等を遵守するとともに、環境汚染の予防に取り組みます。
- (8) すべての職員が環境方針を理解し、この方針に沿った活動を推進するために職員研修を実施します。
- (9) この方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。
- (10) この方針を達成するため、環境目標を設定するとともに、毎年見直しを行い、環境マネジメントシステムを継続的に改善します。

令和2年4月1日

秦野市長 高橋 昌和

はだのこども館

〒257-0042 秦野市寿町 3-1 2

Tel 0463 (81) 7011

Fax 0463 (81) 7032

h-kodomo@city.hadano.kanagawa.jp